

豊中型認定居場所事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市子育ち・子育て支援行動計画に基づき、こどもが無料又は低額で利用できることも食堂や学習支援等の居場所の提供を豊中市内で行う団体・法人等（以下「子どもの居場所団体等」という。）に対し、豊中型認定居場所事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）（以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。本事業においては、主に小学生・中学生とする（義務教育学校の前・後期課程を含む。以下同じ。）。
- (2) 補助対象者 第3条の要件を満たす補助金の交付対象となる者をいう。
- (3) 支援対象児童 豊中市内に居住する子どものうち、豊中市子どもを守る地域ネットワークが支援対象として把握しているこども及びその他市長又は補助対象者が見守りを必要と判断するこどもをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助申請時に児童育成支援拠点又はこの要綱に規定する豊中型認定居場所の設置がない中学校区を活動場所とし、次の要件をすべて満たす子どもの居場所団体等とする。ただし、その他市長が適当であると認める場合は、この限りでない。

- (1) 活動内容や目的が限定されない子どもの居場所の提供又は個別に食材や弁当等を提供しながら見守りを行う活動をおおむね週に1回以上、自主的に実施していること。
- (2) 前号の活動についておおむね10名以上のこととの利用者がいること。
- (3) 前2号の活動について営利を目的とした活動ではないこと。
- (4) 前3号の活動実績を1年以上有すること。
- (5) 会則・規約・定款等の定めを有すること。
- (6) 市、学校及び関係機関（以下「市等」という。）と相談対応等で連携した実績があり、これまでの支援活動の実績から市等との連携が適切にできると市が認めること。
- (7) 豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱第2条の規定に準じていること。

(見守り活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、活動を通じて支援対象児童の状況を把握し、市長へ報告する活動（以下「見守り活動」という。）とする。なお、見守り活動を行うにあたっては、次の各号を実施しなければならない。

- (1) 支援対象児童について、補助対象者は、補助金の交付申請前に登録簿（様式1）を作成し、市長に提出（以下「登録」という。）すること。なお、支援対象児童の追加登録及び解除があった場合も同様とする。
- (2) 支援対象児童の個別の状況を月1回以上把握し、翌月10日までに市長に見守り活動報告書（様式2）を提出すること。状況の把握については、直接支援対象児童本人を目視する又はその保護者を通じて状況を把握することとし、登録した月から解除した月の前月まで全ての月において月1回以上の見守り活動をしなければならない。
- (3) 支援対象児童について、市から協力依頼があった場合には、可能な限り協力すること。

2 見守り活動は、次の各号を満たすことを条件とする。

- (1) 支援対象児童やその保護者（以下「支援対象児童等」という。）について、状況に応じて、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、子育て支援施策等に関する情報提供を行うこと。ただし、社会福祉士等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。また、必要に応じてこども総合相談窓口等の関係機関につなぐこと。
- (2) 利用者の安全の確保、食物アレルギー対応及び食中毒予防のための衛生管理を適切に行うことなど、安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- (3) 市が実施する研修への参加等により支援力向上に向けた取組みを行うこと。
- (4) 市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、豊中市こどもの居場所づくり推進事業補助金は除く。

（補助金交付額）

第5条 見守り活動に係る補助金の交付額は、次のとおりとする

- (1) 支援対象児童等1人につき1回あたり1,000円（人件費相当）を上限とし、週（日曜日から土曜日まで）2回までとする。
- (2) 前項に見守り活動回数を乗じて算出した額と2,000,000円のいずれか低い方の額を毎年度の上限額とする。
- (3) 補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、次条に定める交付申請書の提出日の属する月の翌月1日から当該年度の3月末日までとする。

（補助申請及び交付決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を見守り活動開始日の属する月の前月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中型認定期間居場所事業補助金交付申請書（様式3）
- (2) 活動計画書（様式4）

- (3) 収支予算書（様式5）
- (4) 誓約書（様式6）
- (5) 団体の活動の内容が確認できる書類
- (6) 団体の会則・規約・定款、その他団体の概要が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、豊中型認定期場所事業補助金交付決定通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。
- 3 交付を決定された申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに豊中型認定期場所事業補助金概算払請求書（様式8）を提出できる。
- 4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に対し、補助金を概算払いするものとする。

（決定の変更等）

- 第8条 補助金の交付額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとする交付決定者は、豊中型認定期場所事業補助金変更交付申請書（様式9）、活動計画書（様式4）及び収支予算書（様式5）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の積算額が交付決定額より低くなる場合等の軽微な変更は除く。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、交付決定額の変更を決定し、豊中型認定期場所事業補助金変更交付決定通知書（様式10）により通知するものとする。ただし、市長は、変更交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（補助金の額の確定等）

- 第9条 交付決定者は、見守り活動の上半期分（4月1日～9月30日）が完了したときは、次の各号に掲げる書類を10月31日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 豊中型認定期場所事業実績報告書（様式11）
 - (2) 収支決算書（様式12）
 - (3) 人件費の支出が確認できる受払簿等の写し（支払金額が記載され、受領を確認できるものに限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、見守り活動の下半期分（10月1日～3月31日）が完了したときは、次の各号に掲げる書類を見守り活動完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 豊中型認定期場所事業実績報告書（様式11）
 - (2) 収支決算書（様式12）
 - (3) 人件費の支出が確認できる受払簿等の写し（支払金額が記載され、受領を確認できるものに限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前2項の書類の提出があったときは、当該報告に係る見守り活動が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかについて審査し、適合すると認めたときは、半期ごとに交付すべき補助金の額（以下「交付確定額」という。）を確

定し、豊中型認定期場所事業補助金交付確定通知書（様式13）により、交付を確定された交付決定者（以下「交付確定者」という。）に通知するものとする。

（交付額の精算）

- 第10条 交付確定額が交付決定額を下回る交付確定者は、市長が指定する日までに差額を市長に返還しなければならない。
- 2 交付確定額が第7条第4項に規定する概算払いした額を上回る交付確定者は、市長が指定する日までに豊中型認定期場所事業補助金追加交付請求書（様式14）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付確定者に対し、補助金を追加交付するものとする。

（交付決定又は交付確定の取消し）

- 第11条 市長は、交付決定者又は交付確定者（以下「交付決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定額又は交付確定額の全部又は一部の決定又は確定を取り消し、豊中型認定期場所事業補助金交付決定・確定取消通知書（様式15）により、交付決定者等に通知するものとする。
- (1) 交付決定者等から見守り活動の中止、廃止又は辞退の申し出があったとき
(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
(3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき
(4) その他市長が補助金の交付について不適当と認めたとき
- 2 前項の通知を受けた交付決定者等は、市長が指定する日までに交付決定額又は交付確定額の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（報告及び調査等）

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に対し、隨時、当該補助金等の使用について必要な指示をし、見守り活動の実施状況について報告を求め、又は本市職員に交付決定者等の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、調査若しくは関係者に対して質問することができる。

（個人情報の保護）

- 第13条 交付決定者等は、見守り活動の実施にあたって知り得た個人情報等を適切に管理するとともに、漏らしてはならないものとし、見守り活動終了後及びその活動を退いた後も同様とする。
- 2 交付決定者等は、補助対象期間が開始するまでに市長と交付決定者等の間で個人情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

（留意事項）

- 第14条 見守り活動において、交付決定者等が支援対象児童等の家庭訪問等を実施する際には、当該保護者の同意を得てから実施する等の配慮をしなければならない。
- 2 交付決定者等は、見守り活動の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和6年6月1日から実施する。

2 この要綱は、令和8年1月19日から実施する。ただし、令和8年度以降の見守り活動について適用し、令和7年度の見守り活動については、なお従前の例による。